

令和4年度大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業費補助金
(大分県物価高騰対応業務改善奨励金) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この交付要綱は、燃油価格の高騰などにより物価が上昇している中で、中小企業事業者の生産性向上及び賃金引上げ等を支援するため、大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業実施要綱(令和4年7月14日雇労政第956号。以下「実施要綱」という。)及び大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業(奨励金)実施要領(令和4年7月14日雇労政第956号。)に基づき、県内中小企業事業者の事業に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)交付要綱(令和4年2月1日付け厚生労働省発基0201第5号)第2条に該当する事業者をいう。

(支給対象事業者)

第3条 大分県物価高騰対応業務改善奨励金(以下「奨励金」という。)の支給対象とする中小企業事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- (1) 大分県内に事業場があること
 - (2) 令和4年7月1日から令和5年1月31日の間に大分労働局に国助成金の交付申請を行い、その後、交付額確定の通知を受けていること
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは支給対象外とする。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、次の各号で算出された額を合算した額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、各号でこれを切り捨てたうえで合算した額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 国助成金における対象経費支出額から助成額を減じた額に2分の1を乗じて得た額と、別表第1第4欄に定める各国助成金コース区分の上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。
- (2) 国助成金の交付申請にあたって、社会保険労務士等に、就業規則その他これに準ずるものに引上げ後の事業場内最低賃金を定めるために係る報酬を支払った場合や、国助成金交付申請手続き等に係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と別表第2第2欄に定める上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。

(国助成金交付決定報告)

第5条 奨励金の支給を受けようとする中小企業事業者（以下「申請事業者」という。）は、令和5年3月20日までに、国助成金に係る業務改善助成金交付決定報告書（第1号様式）（以下「交付決定報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、大分県中小企業団体中央会会長（以下「県中央会会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 国助成金交付決定通知書の写し
- (2) 国助成金交付申請書及び添付した国庫補助金所要額調書及び事業実施計画書の写し
- (3) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては本人確認書類）の写し
- (4) 国助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる契約書等の写し
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) その他県中央会会長が必要と認める書類

2 第1項の規定による交付決定報告書の提出にあつては、当該奨励金に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該奨励金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(支給の申請)

第6条 申請事業者は大分労働局に国助成金の実績報告を提出し、大分労働局長が交付額の確定をした日から30日以内に、大分県物価高騰対応業務改善奨励金支給申請書兼請求書（第3号様式）（以下「支給申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、県中央会会長に提出しなければならない。

- (1) 国助成金交付額確定通知書の写し
- (2) 国助成金実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書、事業実施結果報告書の写し
- (3) 国助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬額が確認できる領収書又は請求書の写し
- (4) その他県中央会会長が必要とする書類

(支給の決定等)

第7条 県中央会会長は、前条の規定により申請事業者から支給申請書兼請求書の提出があつたときは、内容を審査の上、奨励金を支給すべきと認めた場合は、すみやかに支給の決定をし、申請事業者に通知するものとする。

2 支給の決定の通知は、申請事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

3 第5条第2項ただし書きの規定により交付決定報告書を提出した場合は、第6条の規定による支給申請書兼請求書の提出時に、当該奨励金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを支給申請額から減額して申請すること。当該奨励金の支給決定後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（支給申請時

に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額。)を大分県物価高騰対応業務改善奨励金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第4号様式)により速やかに県中央会会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(国助成金の交付決定取消、返還命令に係る報告)

第8条 奨励金の支給を受けた事業者は、国助成金の交付決定の取消や返還命令があった場合は、速やかに県中央会会長に報告しなければならない。

(支給決定の取消)

第9条 県中央会会長は、奨励金支給決定事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 国助成金の交付決定の取消や返還命令があったとき

(2) 偽りその他不正な手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により当該奨励金の支給を受け、又は受けようとしたとき

(3) 第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明した場合

(奨励金の返還)

第10条 県中央会会長は前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(不正受給した場合の措置)

第11条 奨励金の不正受給を行った事業者については、事業場の名称、代表者職氏名、所在地、不正の内容等を大分労働局等関係機関に情報提供するものとする。

(奨励金の経理等)

第12条 奨励金の支給を受けた事業者は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日に属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱の規定により県中央会会長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則 この要綱は、令和4年7月25日から適用する。

別表第1

国助成金 コース区分	支給対象 事業者 (第1欄)	事業場内 最低賃金の 時間給相当額 の引上げ額 (第2欄)	賃金引上げ 労働者数 (第3欄)	奨励金 上限額 (第4欄)	奨励金 支給額 (第5欄)
30円 コース	以下の要件を 満たす事業場 ①大分県内に 事業場がある こと	30円以上	1人	38千円	国助成金におけ る対象経費支出 額から助成額を 減じた額に2分 の1を乗じて得 た額と本表第4 欄の額とを比較 して、少ない方 の額を支給額と する。ただし、 算出された額に 千円未満の端数 が生じた場合 は、これを切り 捨てる。
			2～3人	63千円	
			4～6人	88千円	
			7～9人	125千円	
			10人以上	150千円	
45円 コース	②令和4年7 月1日から令 和5年1月3 1日の間に大 分労働局に国 助成金の交付 申請を行い、 その後、交付 額確定の通知 を受けている こと	45円以上	1人	57千円	
			2～3人	88千円	
			4～6人	125千円	
			7～9人	188千円	
			10人以上	225千円	
60円 コース	1日の間に大 分労働局に国 助成金の交付 申請を行い、 その後、交付 額確定の通知 を受けている こと	60円以上	1人	75千円	
			2～3人	113千円	
			4～6人	188千円	
			7～9人	288千円	
			10人以上	375千円	
90円 コース	1日の間に大 分労働局に国 助成金の交付 申請を行い、 その後、交付 額確定の通知 を受けている こと	90円以上	1人	113千円	
			2～3人	188千円	
			4～6人	338千円	
			7～9人	563千円	
			10人以上	750千円	

別表第2

奨励金 支給対象経費 (第1欄)	奨励金支給額 (第2欄)
国助成金交付申請手続き や賃金引上げ時の事業場 内最低賃金を定める就業 規則の改正等に係る社会 保険労務士等への報酬	報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給 額とする。年間契約を行っている場合は、奨励金の交付申請手続き を依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切 り捨てる。 上限額 100千円